

要 望 書

令和7年10月

兵 庫 県 町 村 会

令和8年度兵庫県予算及び施策に関する要望

平素は、県内12町の行財政運営について、格別のご高配とご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

本格的な人口減少社会に直面する中で、現下の町を取り巻く環境は、高齢化や過疎化が深刻化するとともに、様々な分野における担い手不足や地域活力の減退が危惧されるなど、ますます厳しい状況にあります。

加えて、物価高が引き続き、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方創生やデジタル化の推進、公共施設の老朽化対策、子ども・子育て政策の強化、頻発する自然災害への対応など、更に多岐にわたる課題の解決に迫られています。

このように、地域社会を取り巻く環境が大きく変容していく中であっても、今後も各町が必要な行政サービスを提供するとともに、それぞれの地域の個性や特性を最大限に活かしながら豊かで暮らしやすい魅力的な地域づくりを行うためには、新たな技術の活用と地域や組織の枠を越えた連携を進めつつ、町財政の基盤を強化することが何より不可欠であり、そのためには県の支援に期待するところが多大であります。

ついては、直面する次の事項の速やかな実現に向けて、令和8年度県予算及び施策の樹立にあたり、ご配慮くださるよう要望いたします。

令和7年10月

兵庫県町村会長 山 名 宗 悟

目 次

1	町行財政基盤の拡充強化	1
2	デジタル化施策の推進	3
3	地域防犯対策事業の拡充強化	4
4	人権擁護対策の充実強化	5
5	消費者行政の推進に係る財政支援の充実強化	6
6	防災・減災対策の充実強化	7
7	医療・介護・福祉対策の拡充強化	9
8	上下水道事業の経営維持に向けた支援の拡充強化	13
9	産業振興施策の拡充強化	15
10	農林水産業施策の拡充強化	16
11	公共土木事業等の拡充強化	19
12	公共交通の利便性の向上と維持・確保に対する支援施策の実施	21
13	持続可能なまちづくりへの支援	24
14	教育対策・子育て支援の拡充強化	25

1 町行財政基盤の拡充強化

少子高齢化に伴い社会保障関係費等の増加が見込まれる一方で、デジタル化の推進や公共施設の老朽化対策、防災・減災対策など、取り組むべき課題が山積している。

このような中、行政サービスを安定的に提供しつつ、町が自主的な施策による町づくりに取り組むためには町財政基盤の確立は不可欠である。

よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。

- (1) 地方一般財源である地方交付税の所要総額を確保し、財源保障・財源調整機能が維持されるよう国へ働きかけられたい。
- (2) 地方税財源の確保のため、償却資産に関する固定資産税及びゴルフ場利用税を堅持するよう国へ働きかけられたい。
- (3) 地方版総合戦略の事業推進に欠かすことのできない「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」について、申請に係る取りまとめ期間が短いことや、内容の変更に対する許容度が低いことから、更なる取扱いの弾力化を国へ働きかけられたい。
- (4) ふるさと納税ワンストップ特例制度適用者の所得税控除分相当額を、個人住民税で控除することによって生じる地方税減収額について、全額国費で補てんするよう、引き続き国へ働きかけられたい。
- (5) 公共施設の老朽化対策を着実に推進するため、「公共施設等適正管理推進事業債」について、対象事業を拡充するとともに、集約化・複合化等を伴わない除却事業に対する財政措置を充実強化するよう、引き続き国へ働きかけられたい。

- (6) 公立文化施設等が地域の元気を創造する拠点として機能を発揮し、心豊かな生活や活力ある地域社会を実現するため、老朽化が進む公立文化施設等の長寿命化や安全確保に資する施設改修に加え、施設の機能向上に向けた整備をトータルで進めるための財政措置を創設するよう国へ働きかけるとともに、県においても財政支援を図られたい。
- (7) 令和7年度までの時限措置とされている「脱炭素化推進事業債」を令和8年度以降も引き続き継続するとともに、対象事業の更なる拡充など確実な財源措置を行うよう、国へ働きかけられたい。【新規】
- (8) 「兵庫県における市町連携のあり方に関する報告書」によって提示された、多くの市町が参画する全県的な枠組みによる市町連携組織の実現に向けて、引き続き県の積極的な連絡調整機能を発揮されたい。
- (9) 「躍動する兵庫応援事業（県・市町連携枠）」について、令和8年度以降も継続するとともに、予算枠の拡充を図られたい。

2 デジタル化施策の推進

一人ひとりのニーズに合った行政サービスを提供し、誰一人取り残さない社会の実現に向け、住民の利便性向上や自治体の業務効率化などを目的とした、自治体DXを更に進めていく必要がある。

よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。

- (1) 法定受託事務であるマイナンバーカード交付事業について、地方負担が発生することのないよう財政支援の拡充を引き続き国へ働きかけられたい。
- (2) 地方公共団体情報システムの標準化に係る移行後の運用費用（ランニングコスト）が現行システムに比べ増加することが危惧されることから、移行後のシステム運用費用（運用保守、クラウド利用料、専用回線等）に対する財政措置を国へ働きかけられたい。【新規】
- (3) 供用開始以降、県内行政機関等が利用する広域ネットワークとして無償で提供されてきた「兵庫情報ハイウェイ」について、令和8年度から市町に費用負担を求める方針が示されているが、市町の負担が過大にならないよう、運用経費の削減に努めるとともに、自治体DXにおける情報通信基盤として安定的な稼働を確保されたい。【新規】

3 地域防犯対策事業の拡充強化

地域の防犯力を高め、安全安心な地域社会を構築するためには、犯罪予防を目的とした事業に対する財政的支援は不可欠である。

よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。

- (1) 地域防犯まちづくり活動における防犯設備の充実のため、県の「防犯カメラ設置補助事業」を継続するとともに、本制度に基づく設置済み防犯カメラの更新補助など事業の拡充を図られたい。

また、防犯カメラのＩＴ化が進んでいることから、ネットワーク化やクラウド化などを進めるための補助制度を創設されたい。

- (2) ＩＣＴを活用した安全安心なまちづくりの推進と、地域の子どもたちの通学時の安全確保や高齢者の見守りなどを行うため、県の支援事業として、町が単独で広域的に行う見守りカメラ（ネットワーク型）の設置、維持管理及び更新に対する補助制度を創設されたい。

4 人権擁護対策の充実強化

社会的身分や門地等による不当な差別や人権侵害は今なお存在しており、人権尊重の意識が十分に定着しているとは言い難い状況である。

また、交流サイト（SNS）等のプラットフォームサービスの普及に伴い、インターネット上で気軽に自由なコミュニケーションを行うことができるようになった一方で、誹謗中傷やプライバシーの侵害、差別的言動、真偽不明な情報の拡散などが深刻な社会問題となっている。

よって、県におかれては、インターネット上の人権侵害に対し、プロバイダ及びプラットフォーム事業者等への削除要請、人権侵害の防止及び被害救済に係る法的措置をはじめ実効性のある対策を講じるよう、引き続き国へ働きかけるとともに、県においても対策を講じられたい。

5 消費者行政の推進に係る財政支援の充実強化

消費者トラブル等が多発する中、安全安心なまちづくりを進めるためには、どこに住んでいても住民が質の高い消費生活相談や救済を受けられる体制の整備が不可欠である。

よって、県におかれては、消費生活相談体制の充実や消費生活相談窓口の機能強化及び消費者教育を推進するため、「地方消費者行政強化交付金」に係る要件の緩和及び財政支援の拡充を引き続き国へ働きかけられたい。

また、令和9年度までの活用期限となっている「地方消費者行政推進事業」について、活用期限の延長及び十分な所要額の確保を国へ働きかけられたい。

6 防災・減災対策の充実強化

住民の安全・安心を確保し、生命及び財産を守るため、地震・津波・台風・豪雨等大規模災害に対応した防災・減災対策の充実強化を図ることが不可欠である。

よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。

- (1) 地震・津波・台風・豪雨等大規模災害に対し、国の防災関係機関や市町との連携を深め、広域的な協力体制を整備されたい。
- (2) 自主防災組織の活性化や、減少が続く消防団員の確保、防災士・防災ボランティアの育成と活動環境の整備に係る更なる支援を図られたい。
- (3) 避難所における環境整備の重要性がこれまで以上に高まり、スフィア基準に沿った避難所の設置が求められる中、必要となる膨大な資機材を収納するには広大な倉庫が必要である。

また、ノウハウの乏しい町職員が倉庫及び資機材等の管理や運用を実施することは人的にも極めて困難であることから、民間事業者に委託することが住民の安心・安全な暮らしを守ることにつながる。

このため、倉庫の確保や利用及び資機材の管理・運用等に係る民間事業者への委託料に対する補助制度の創設を国へ働きかけられたい。

【新規】

- (4) 老朽化する地域の集会所が災害時に住民の避難所として十分に機能するよう、施設整備に係る補助制度の創設を国へ働きかけられたい。
- (5) 令和7年度までの時限措置とされている「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」を令和8年度以降も引き続き継続するとともに、対象事業の更なる拡充など確実な財源措置を行うよう、国へ働きかけられたい。【新規】

- (6) 「ひょうご住まいの耐震化促進事業」における耐震改修工事費補助について、予算確保に加え、補助限度額の更なる引上げを引き続き国へ働きかけられたい。
- (7) 市街化区域周辺における内水排除対策により、集中豪雨など異常気象による浸水被害を防ぐため、「社会資本整備総合交付金（下水道事業）」制度の更なる充実を引き続き国へ働きかけられたい。
- (8) インフラの老朽化や近年多発している大規模災害などに対応するため、県内では自治体・民間を問わず土木技術者の採用の必要性が年々高まっている。

このような中、県内の大学で土木工学を学ぶためには神戸大学しか選択肢がないことから、県内町での技術職（土木・建設・設備）の採用における志願者数は年々減少の傾向にある。

このため、今後志願者数の増加につなげていくためにも、兵庫県立大学に土木工学専門学科を新設されたい。

7 医療・介護・福祉対策の拡充強化

地域医療の充実には、健診による病気の早期発見に加え、安心して医療・福祉・介護サービスが受けられる体制が必要であり、医師等のマンパワー、医療保険制度の充実及び町の財政安定化に向けた支援が不可欠である。

よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。

重点

- (1) 地域医療の維持充実を図るため、医師確保のほか、医師の地域偏在や診療科偏在の解消に努めるとともに、地域包括ケアシステムの拠点として重要な役割を担う公立病院について、財政支援の拡充を図るよう国へ働きかけられたい。

また、受診者の減少に加え、昨今の物価高騰や人件費の上昇に伴い病院の経営が急速に悪化していることから、地域医療を守るための緊急的な財政支援措置を講じるとともに、診療報酬については物価高騰や人件費の上昇を反映し適切に対応できる仕組みを導入するよう国へ働きかけられたい。

- (2) 地域の公立病院における医師の負担が大きく増える中、持続可能な医療提供体制の確保や働きがいのある医療環境を整備するためには、医師の絶対数を増やす必要があることから、県養成医師の派遣を増員されたい。

- (3) 診療医師の高齢化や後継者不足に伴い、地域の初期医療サービスを担う診療所の維持運営の厳しさが顕著になってきている。これに対して、へき地5法の適用地域は一定支援があるものの、都市近郊の地域は対象外のため、人口減による医療サービスの低下が進む中、それらの対策に係る支援は空白状態にある。これらの地域の診療所の人材確保及び体制維持のための財政支援を図られたい。

(4) 福祉及び介護分野における人材育成や人材確保のための処遇改善並びに障害者支援施設整備における予算を確保するよう、引き続き国へ働きかけられたい。

(5) 医療機関における看護体制を維持安定させるため、県の「ナースセンター事業」による看護師の人材確保、育成及び離職防止のための各種支援を強力に推進するとともに、人材情報の共有や公立病院間の効率的な人材交流を図られたい。

(6) 国民健康保険制度の安定的な運営確保のため、自治体の実情に応じた財政支援を講じるとともに、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化するよう、引き続き国へ働きかけられたい。

(7) 少子化に歯止めをかけ、安心して子どもを産み育てられる社会の実現のため、乳幼児等・こども医療費助成に係る財政支援の拡充を図られたい。

また、子どもの医療費に係る助成制度は、本来、全国一律の水準で実施されることが望ましいことから、全国統一的な制度の早期実現を国へ働きかけられたい。

(8) 子ども以外を対象とした福祉医療費助成（高齢期移行者、重度障害者、母子家庭等）に係る「国民健康保険国庫補助金の減額調整措置」についても、乳幼児等・こども医療費助成と同様に廃止されるよう国へ働きかけられたい。

重点

- (9) ボランティアとして活躍する民生委員・児童委員は、行政や社会福祉協議会、学校等と連携、協力を図りながら高齢者や障がい者、子育て世帯の訪問や見守り、住民からの相談対応など多岐にわたる活動を行っているが、活動費に対する補助が少ないのが現状である。

また、活動が多様化・複雑化する中で、なり手不足も大きな課題となっている。

あわせて、近年の物価高騰の影響も受ける中で、活動を支援する「民生委員・児童委員活動費用弁償費等補助事業」に係る補助金を引き上げられたい。【新規】

- (10) 地域における住民同士の支えあいの仕組みづくりが重要である中で、民生委員・児童委員と民生・児童協力委員との連携がより一層必要となっていることから、民生・児童協力委員活動の充実強化のため、費用弁償等の支援制度を創設されたい。

- (11) 高齢者の健康増進を目的とした「後期高齢者医療広域連合人間ドック等補助金制度」が廃止となったが、今後も引き続き受診希望者が見込まれることから、広域連合に対する既存の国庫補助金を活用した補助事業（健康診査）について、国庫補助基準単価と補助率の引上げとともに、新たな補助金制度（人間ドック）の創設を国へ働きかけられたい。

- (12) ひきこもり状態にある方への支援では、信頼関係の構築や自己肯定感の回復等、長期的な関係づくりが必要であることから、より相談しやすい体制整備や安心して過ごせる場所の提供が求められる。

このような中、小規模自治体では人の目が気になることに加え、社会資源や専門的人材が乏しいことなどから、より広域的な居場所支援を県が担うとともに、広域化により生じる移動に対する支援を図られたい。

また、交付金等を用いて建設している高齢者施設等であっても、ひきこもり支援のための居場所や住居といった社会資源として活用できるように、国へ制限の緩和を働きかけられたい。

あわせて、社会的つながりが乏しくなる学校卒業後の支援についても、積極的にアウトリーチを実施できる体制構築と人材紹介などを県主導により実施されたい。

- (13) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施できる事業であることから、今後も地域の実情に応じたサービスを展開していくためにも十分な財源確保が重要である。

このため、現在は予算の範囲内において交付される「地域生活支援事業費等補助金」について、補助率に見合う総額を確保するよう国へ働きかけるとともに、県においても同様に確保されたい。【新規】

8 上下水道事業の経営維持に向けた支援の拡充強化

上下水道施設においては、老朽化への対応に加え、防災及び地域活性化の観点から施設環境整備の推進が不可欠であるとともに、将来の人口減少による利用料金収入の減少等に伴う経営環境の悪化や、技術者不足等課題は山積している。

よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。

- (1) 南海トラフ地震等大規模災害に備え、水道施設の耐震化を推進するための財政支援を拡充するよう、引き続き国へ働きかけられたい。
- (2) 県民の生活基盤となる上下水道事業について、今後、人口減少が急速に進行する地域においても、公平で安定した運営が継続できるよう、財政措置の拡充と地域の実情を踏まえた財政支援制度の創設を国へ働きかけられたい。
- (3) 上下水道事業については、施設の老朽化や職員数の減少、人口減少による使用料収入の減少などの課題を抱える中でも事業の持続性を高めるため、県主導のもと広域化の取組を進められたい。

- (4) 設置から年月が経過した合併浄化槽については、老朽化による槽の破損等により汚水等が流出し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が生じるおそれがある。

このような中、個人設置型の合併浄化槽の更新については、令和元年度から国の「循環型社会形成推進交付金」の対象外とされたが、令和7年度からは長寿命化計画に基づく更新は新たに対象とされた。しかし、町にとって長寿命化計画の作成や対応は事務的にも財政的にも非常に困難であることから、計画に基づかなくても経過年数による老朽化に伴う更新は全て対象となるよう国へ働きかけるとともに、県補助制度の創設による財政支援を図られたい。

また、共同浄化槽については、町が管理することが交付要件となっており、自治会が設置する管理組合が管理する共同浄化槽は「公共浄化槽等整備推進事業」の補助対象とはなっていない。しかしながら、維持管理費の高騰や組合員数の減少によって今後の管理が難しい状況が予想されることから、公費率の高い「公共浄化槽等整備推進事業」の交付要件の緩和を国へ働きかけるとともに、県補助制度を創設されたい。

あわせて、市町村設置型の維持管理に係る交付率及び交付基準額の拡充を国へ働きかけられたい。

- (5) 布設後40年以上を経過した老朽配水管の更新については、基幹管路（配水本管、導水管等）のみ「防災・安全交付金」の対象となっているが、配水支管についても補助対象となるよう制度を拡充するほか、老朽化した給水管の更新に対する補助制度の創設を国へ働きかけられたい。

9 産業振興施策の拡充強化

物価高騰や為替相場の変動等により地域産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、地域経済の活性化のためには、国・地方が一体となって取組を進めることが不可欠である。

よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。

- (1) 若年者の県内就職・定着を促進するために実施している「兵庫型奨学金返済支援制度」については、弁護士法人や監査法人、税理士法人等が支援の対象外となっているが、これらの企業においても人材確保には苦慮している。広く県内就職等を促すためにも、支援対象企業の拡充を図られたい。【新規】
- (2) 人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中で、シルバー人材センターの果たす役割と地域社会からの期待はより一層増している。センターが引き続き安定的な事業運営が可能となるよう、消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入後の特別な措置を講じるよう国へ働きかけられたい。

10 農林水産業施策の拡充強化

農山漁村のおかれている環境は、担い手不足と高齢化に加え、新たな関税措置等による国際的な競争の不透明化等厳しい状況にあることから、地域の実情に即した持続可能な施策を展開することが必要である。

よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。

- (1) 農林水産業の担い手の育成や確保、地域再生のための継続的な支援をより一層図られたい。
- (2) 農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するため、「機構集積協力金交付事業」の財源を確保するよう、引き続き国へ働きかけられたい。
- (3) 中山間地域における農村環境の維持保全及び持続可能な農業の確立を図るため、農業機械の維持更新に対する支援など、小規模家族経営農家等への支援の充実と、多様な担い手を確保するための方策を国へ働きかけるとともに、県においても農業法人に加え、認定農業者や集落営農組織を対象とした農業機械の維持更新を目的とした補助金制度を創設されたい。
- (4) 森林が有する公益的機能の維持増進を図るため、造林事業における国庫補助金が要望どおり交付されるよう国へ働きかけるとともに、補助金交付額に不足が生じる場合は国への追加要望を行い、県内の森林整備事業が円滑に実施されるよう必要額を確保されたい。

- (5) 主伐期を迎えた人工林については、近年の木材価格の低迷や再造林費用の増高に伴い、森林所有者の負担が増していることなどから、主伐・再造林に至らず放置されている事例が多い。

このまま現状を放置すると主伐後の裸地の増加や森林整備の遅れによる水源涵養機能の低下、山地災害発生リスクの増大等が懸念される。

このため、主伐・再造林の一貫作業における「造林事業国庫補助金」について、植栽及び幼木保護のための獣害防護柵設置に対する県独自の上乘せ支援を図られたい。【新規】

- (6) 早生樹による短伐期施業を推進するため、森林整備事業において補助対象樹種に指定されていない外来種についても、環境への影響などを検証したうえで問題がなければ指定外樹種に承認されるよう国へ働きかけられたい。

また、現行の保安林制度による許可要件では森林の更新が難しい中、外来種でも保安林の指定目的の達成に支障を及ぼさないことが判明した場合は、保安林の指定施業要件（伐採跡地への植栽樹種）に外来種を指定されるよう国へ働きかけられたい。【新規】

- (7) 近年の物価高騰や運送業界における働き方改革に伴う人件費の増等により、木材輸送に係る経費が大幅に増えている。

また、長期にわたる木材価格の低迷も加わり、森林所有者の負担が非常に増加している。

このような中でも、県産木材の安定的な供給体制を維持するとともに、災害に強い森づくりを推進するため、木材輸送に係る経費への助成制度を創設されたい。【新規】

- (8) 県民緑税を活用した「災害に強い森づくり事業」については、住民ニーズが非常に高い一方で、採択要件のハードルが高く、町における事業地選定や地元協議、土地使用承諾の取得等の業務負担が大きい。

このため、令和8年度にスタートする「災害に強い森づくり事業（第5期対策）」においては、各種事業の採択要件を緩和するとともに、事業スキームにおける町の業務負担の軽減を図られたい。

あわせて、事業内容の維持確保と、過去に当事業を実施した集落における協定期間（10年間）満了後に再事業が実施できるよう技術的・財政的支援をお願いしたい。

- (9) 鳥獣害対策に関する「鳥獣被害防止総合対策事業」等の円滑な実施に向けた財政支援の更なる拡充を図られたい。

- ① 県民緑税を活用した事業による森林整備を推進すること。
- ② 侵入防護柵の設置について、更新又は修繕する場合、若しくは自力施工する場合の運搬・設置等に係る費用についても「鳥獣被害防止総合対策事業」の補助対象とすること。
- ③ ツキノワグマの推定生息数を精査するとともに、よりきめ細やかに個体数を管理するため、管理方法の見直しを行うこと。
- ④ 繁殖力があり、市町域を越えて飛来するカワウの捕獲は困難であることから、引き続き効果的な捕獲対策を講じるとともに、繁殖時期における一斉捕獲や擬卵置換による繁殖抑制を更に図ること。

11 公共土木事業等の拡充強化

真に豊かな生活を実現するため、地域住民の生活を支える道路網の整備及び今後起こりうる災害に備える治水事業等の推進は重要かつ喫緊の課題であり、強力に実施する必要がある。

よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。

(1) 県民の生命と財産を守るため、災害を未然に防止する公共事業の推進を図られたい。

① 河川改修事業（護岸整備、越水対策）や土砂浚渫を強力に推進すること。

② 砂防事業（砂防えん堤の整備）を強力に推進すること。

③ 「急傾斜地崩壊対策事業」の採択条件を緩和し、同事業の更なる推進を図ること。

あわせて、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定要件（人家5戸以上）を緩和するよう国へ働きかけること。

(2) 県全体の発展基盤となる基幹道路ネットワークと、これを補完する道路網の整備及び生活道路の安全対策の推進を図られたい。

重点

① 公共交通機関の定時性の確保にもつながる国道や県道の整備に加え、幅員狭小・視距困難箇所の道路改良等の推進及び適切な維持管理を行うこと。

② 歩道及び自転車道・自転車レーンの整備を推進すること。

③ 災害発生時の道路網の確保と東西南北交流圏域拡大のための道路基盤整備（神河町～宍粟市トンネル計画等）を推進すること。

- (3) 県民の安全安心を確保するため、通学路や堤防の除草の取組強化、道路のセンターライン等の引き直しなどの維持修繕について、引き続き維持管理に関する予算の確保を図られたい。

12 公共交通の利便性の向上と維持・確保に対する支援施策の実施

公共交通は特に高齢者や学生にとっては欠かすことができない重要な移動手段であり、その利便性の向上が町の活性化につながる。

また、地方では自家用車の普及や人口減少等により公共交通の利用者が減少し、交通事業者の経営が悪化する中で、地域の公共交通を維持・確保していくためには、国と地方が協調して支援することが不可欠である。

よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。

重点

(1) J Rの各線区の利便性向上と合理的配慮を図るため、現行ダイヤの維持や駅機能の充実等について、引き続き沿線市町と連携してJ R西日本へ働きかけられたい。

① 山陽本線において、姫路駅～上郡駅間の増便を図るため、①通勤・通学時間帯における需要調査のための増便試験運行（姫路駅～上郡駅間の直通便）の実施や、②上郡駅構内の引込線の活用（増便時の車両入替・接続や事故・災害時の車両退避での活用）、③網干総合車両所の機能分散等など、姫路以西のJ Rの活性化に向けた更なる利活用方策の検討を行うこと。

② 山陰本線を維持存続するとともに、I Cカード乗車券（I C O C A等）を利用して乗車や下車などができるよう、I C車載器や未設置駅への簡易型I C端末等を導入すること。

また、ユニバーサルツーリズムを推進するためにも、特急列車の停車駅である浜坂駅及び香住駅のバリアフリー化（エレベーターの設置や地下通路の段差解消）の取組を行うとともに、県としても主体的に実施すること。

③ 姫新線において、現行ダイヤを維持するとともに、I Cカード乗車券（I C O C A等）を利用して乗車や下車などができるよう、I C車載器や未設置駅への自動改札機等を導入すること。

- ④ 播但線において、寺前駅～和田山駅間の乗継解消のためのハイブリッド車両や蓄電池電車等の導入、福崎駅止めを寺前駅まで延長及び増結するとともに、ＩＣカード乗車券（ＩＣＯＣＡ等）を利用して乗車や下車などができるよう、ＩＣ車載器や未設置駅への自動改札機等を導入すること。

また、エレベーター設置など、高齢者等の利便性の向上につながる取組を行うこと。

- (2) 人口減少や自動車利用への転換など、ローカル鉄道を取り巻く環境が大きく変化する中、地域住民の日常生活や観光・交流による地域活性化に欠くことができない鉄道を維持するため、利用促進を図る各種施策を展開するとともに、関係府県と連携し、路線維持に向けた積極的な関与と必要な支援について国へ働きかけられたい。

重点

- (3) バス業界においては、慢性的な運転手不足に加え、燃料価格の高騰や時間外労働の上限規制の強化も重なり、定期路線バスの維持そのものが困難となり、各地で減便や廃止が相次ぐなど深刻な状況となっている。

このような中、地域の足として重要な役割を担う路線バスを維持するため、運転手確保のための施策を強化するとともに、財政支援を図られたい。

- (4) 近年の高齢者による事故の増加等に伴い、運転を控えたり、運転免許証を返納する者も増える中でコミュニティバスを利用しようとする住民も増加しているが、距離的に自宅から最寄りのバス停までの移動が難しいケースも多い。

このため、移動にタクシーを利用せざるを得ない場合もあることから、町がタクシー料金の一部を助成する場合の地域内フィーダー補助の適用については、過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段がないと地方運輸局が認めた地域に限られる等の制限があることから、補助要件の緩和を国へ働きかけられたい。

13 持続可能なまちづくりへの支援

重点

地域の活力の維持増進を図りつつ、持続可能で住みよいまちづくりを進めるため、地域住民と連携を図りながら計画づくりを行っているが、規模の小さな町では、専門人材が乏しいのが実情である。

このため、幅広く事業を展開していくためには、専門人材を有する県との連携・協力が不可欠である。

よって、県におかれては、地域におけるまちづくりについて、引き続き指導や助言、国への働きかけ等の支援を図られたい。【新規】

14 教育対策・子育て支援の拡充強化

国や地方公共団体、地域社会等が連携を図りながら、未来への投資として、将来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て支援や環境整備を推進するとともに、未来社会を事実的に生きるため、一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を図ることを目指し、教育環境を整備する必要がある。

よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。

- (1) 教育環境の向上を図るため、学校施設長寿命化計画が円滑に進められるよう、予算の十分な確保、補助事業の採択、「学校施設環境改善交付金」の補助対象事業枠の拡大と補助単価の引上げ（補助単価と実工事費単価の乖離解消）を引き続き国へ働きかけられたい。
- (2) 安全安心な学校給食を提供するため、「学校施設環境改善交付金」について、補助単価を引き上げるとともに、調理施設の円滑な更新を促すよう、調理器具等設備機器のみを新規購入・更新した場合についても補助対象とするよう、引き続き国へ働きかけられたい。
- (3) 安全で快適な教育環境のもと水泳の授業が行えるよう、学校プールについては新・改築と同様に老朽化対策としての改修についても「学校施設環境改善交付金」の対象とするよう、引き続き国へ働きかけられたい。
- (4) 学校プール施設は整備や維持管理に多くの経費を要する一方で、その利用は夏期に限定されるなど、経済的かつ安定的な利用に必ずしも適していない。季節や天気によって左右されず継続的に柔軟なカリキュラムの運用が可能となるよう、校外プールを積極的に活用するため、その利用料や移動バスの費用に加え、講師に要する経費等に対する補助制度の創設を国へ働きかけられたい。

- (5) 待機児童の解消と「こども誰でも通園制度」に迅速かつ柔軟に対応できるようにする施設整備を円滑に行うため、「就学前教育・保育施設整備交付金」の交付基準額の引上げ（交付基準額と実工事費との乖離解消）と事業に見合う予算総額を確保するよう強く国へ働きかけられたい。
- (6) 兵庫型学習システムの導入により、中学校はこれまでの少人数授業に加え、中学校1学年を上限とした35人学級編制も選択できるよう制度化されている。
こうした県独自の施策に関する予算規模を継続されるとともに、中学校全学年に対する35人学級編制の早期拡充を確実に図られたい。
- (7) 少人数学級の早期実現に向けて、少人数指導や専科指導等を担う加配教員を削減することなく教職員を確保するよう、引き続き国へ働きかけられたい。
- (8) 新学習指導要領を円滑に実施するため、教職員定数の改善による英語教育の専科指導教員の全校配置を早期に実現するよう、引き続き国へ働きかけられたい。
- (9) GIGAスクール構想を着実に推進するため、ICT支援員の配置水準を引き上げるよう引き続き国へ働きかけられたい。
- (10) 教員の業務負担軽減を図るため、教員の勤務時間適正化に向けた取組であるスクール・サポート・スタッフの全校配置について、国庫補助率の拡充を国へ働きかけるとともに、県予算額の拡充を図られたい。
- (11) 子どもたちの豊かな人間性と社会性を育む兵庫型体験教育として実施している「環境体験事業」及び「自然学校推進事業」について、近年の物価上昇等によりバスの借上料等も高騰していることから、事業の質を確保するためにも補助額を引き上げられたい。【新規】

(12) 発達障害や学習障害等支援が必要な児童に対する合理的配慮及び基礎的環境を充実させるため、特別支援教育支援員及び放課後児童クラブ（学童保育）加配支援員の配置について、財政支援の拡充と十分な予算枠の確保を引き続き国へ働きかけられたい。

(13) 校内サポートルームにおける不登校児童生徒への個に応じた学習や生活の支援等を行う不登校児童生徒支援員について、全校配置に加え、各校でのより手厚い支援が可能となるよう、国庫補助率の拡充を国へ働きかけるとともに、県予算額の拡充を図られたい。

また、学校外でも安心できる居場所を設置するため、校外サポートルームについても「不登校児童生徒支援員配置事業」の対象となるよう、補助制度の拡充を図られたい。

(14) 医療的ケアが必要な児童生徒で、スクールバスによる通学が難しい特別支援学校に通学する児童生徒に対し、町が送迎用車両（福祉タクシー）や同乗する看護師に係る費用を補助する場合、その経費に対する補助制度の創設を国へ働きかけられたい。【新規】

重点

(15) 近年、子育て支援の一環として学校給食費を無償化する自治体が増えつつあるが、各自治体にとっては大きな財政負担となっている。

このような中、食育の推進を目的とする学校給食については自治体間の格差を生じないよう、全ての自治体における小中学校での給食費無償化の実現に向けた財政支援等を強く国へ働きかけられたい。

重点

- (16) 部活動の地域展開及び地域連携に向けた環境を整備するため、部活動指導員の配置支援や実証事業に対する継続した支援及び補助額の増額を国へ働きかけるとともに、県においても同様の支援を図られたい。

あわせて、地域クラブの指導員に対する財政支援についても国へ働きかけられたい。

- (17) 保育士等保育人材確保のための財源を拡充するとともに、処遇改善の推進を引き続き国へ働きかけられたい。

- (18) 家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした「子育て世帯訪問支援事業」においては、訪問支援員の質を担保するため、実施主体による研修の実施が義務付けられている。

しかし、専門性を有する当事業を委託できる事業所や人材は限られていることから、市町域を超えた事業展開を行っている事業所が多いため、実施主体毎に研修を実施するのは効率的・効果的ではない。

このため、研修内容を統一し、国又は県主催による広域的な研修の実施を進められたい。【新規】

重点

- (19) 保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とした「子育て短期支援事業」については、各実施主体と児童養護施設等との個別契約により実施している。

しかし、施設の分布状況により、市町域を超えて特定の実施施設等に利用者が集中するため、利用を断られる事例も発生している。

このため、県が県内の実施施設等と包括的な契約を締結し、利用者が県内のどの施設でも利用できるよう、広域的な体制を整備されたい。

【新規】

(20) 国の特別天然記念物に指定されているコウノトリの野生復帰に向けた取組について、県と市町の役割分担等が明確に示されておらず、責任の所在等もはっきりしていない状況にあることから、県と関係市町が連携して体系的に取り組むことができるよう、業務分担の明確化や体制の整備を進められたい。

また、コウノトリの郷公園において実施している個体識別のための足環取付事業を含め、野生復帰事業が円滑に推進されるとともに、市町負担が生じないよう十分な予算を確保されたい。

あわせて、営巣時の環境整備における団体支援の補助金の創設と、民間団体が人工巣塔を設置する場合の補助制度を復活されたい。【新規】

